

## ＪＲ美祢線団体利用者乗車券購入補助金交付要綱

平成 25 年 5 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ＪＲ美祢線の利用促進及び地域の活性化を図るため、ＪＲ美祢線を利用する団体に対し、その購入費用の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第 2 条 　ＪＲ美祢線利用促進協議会会長（以下「会長」という。）は、10 名以上の団体がＪＲ美祢線の区間を含む乗車券の購入に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、学生団体又は特別企画の割引乗車券を利用した団体は対象外とする。

2 補助金の交付額は、購入金額に 100 分の 50 を乗じて得た額とし、一人につき片道当たり 400 円を上限とする。この場合において、補助金額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、ＪＲ美祢線団体利用者乗車券購入補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に領収書等の乗車券購入を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 4 条 会長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、ＪＲ美祢線団体利用者乗車券購入補助金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 5 条 前条に規定する通知を受けた申請者は、ＪＲ美祢線団体利用者乗車券購入補助金交付請求書（別記様式第 3 号）により会長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第 6 条 会長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を確認の上、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し又は返還)

第 7 条 会長は、前条に規定する補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付対象となった乗車券を払い戻したことが判明したとき。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 13 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日以後の利用について適用する。